

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第45号	<p>件名：熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部改正について</p> <p><改正理由> 基金及び公の施設等の名称を変更するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 次に掲げる条例につき、規定の整備を行う。 (1) 熊本市子どもの未来応援基金条例（平成6年条例第14号） (2) 熊本市子ども文化会館条例（平成6年条例第43号） (3) 熊本市すこやか交流広場条例（平成18年条例第67号） (4) 熊本市子ども発達支援センター条例（平成19年条例第89号） ※ 名称中の「子ども」の表記を「こども」に改めるもの（(3)にあっては、「子どもふれあい農園」を「こどもふれあい農園」に改めるもの）</p> <p><施行日> 令和5年（2023年）4月1日</p>

熊本市子どもの未来応援基金条例等の一部を改正する条例

○ 熊本市子どもの未来応援基金条例（平成6年条例第14号）新旧対照表 （第1条関係）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>熊本市こどもの未来応援基金条例</u> （設置）</p> <p>第1条 次代を担う子どもたちが、夢や希望を持って、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するとともに、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、<u>熊本市こどもの未来応援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（熊本市こどもの未来応援基金運営委員会）</u></p> <p>第7条 基金の運用に関し必要な事項を審議するため、<u>熊本市こどもの未来応援基金運営委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>熊本市子どもの未来応援基金条例</u> （設置）</p> <p>第1条 次代を担う子どもたちが、夢や希望を持って、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するとともに、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、<u>熊本市子どもの未来応援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（熊本市子どもの未来応援基金運営委員会）</u></p> <p>第7条 基金の運用に関し必要な事項を審議するため、<u>熊本市子どもの未来応援基金運営委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

○ 熊本市子ども文化会館条例（平成6年条例第43号）新旧対照表 （第2条関係）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>熊本市こども文化会館条例</u> （設置）</p> <p>第1条 児童に遊び及び学びの機会と場を提供し、もってその健全育成に寄与するため、<u>熊本市こども文化会館</u>（以下「会館」という。）を設置する。</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第8条 市長は、会館の施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会館の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 会館の施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 会館の管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。 <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第17条 使用者は、会館の使用に当たってその施設等を<u>毀損</u>し、若しくは滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>熊本市子ども文化会館条例</u> （設置）</p> <p>第1条 児童に遊び及び学びの機会と場を提供し、もってその健全育成に寄与するため、<u>熊本市子ども文化会館</u>（以下「会館」という。）を設置する。</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第8条 市長は、会館の施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会館の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 会館の施設等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 会館の管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。 <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第17条 使用者は、会館の使用に当たってその施設等を<u>き損</u>し、若しくは滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>

○ 熊本市すこやか交流広場条例（平成18年条例第67号）新旧対照表 （第3条関係）

改正後（案）	現行
<p>（農園の使用者の範囲）</p> <p>第4条 すこやか交流広場の施設（<u>こどもふれあい農園</u>に限る。以下「農園」という。）を使用することができる者は、本市内に存する保育所、学校、子ども会その他の幼児、児童等の福祉、教</p>	<p>（農園の使用者の範囲）</p> <p>第4条 すこやか交流広場の施設（<u>子どもふれあい農園</u>に限る。以下「農園」という。）を使用することができる者は、本市内に存する保育所、学校、子ども会その他の幼児、児童等の福祉、教</p>

育又は健全育成を目的とした団体等とする。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 当該使用がすこやか交流広場の設置目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 当該使用がすこやか交流広場の施設等を**毀損**し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 当該使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が当該使用を不相当と認めるとき又はすこやか交流広場の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第16条 すこやか交流広場を使用する者が、すこやか交流広場の施設を**毀損**し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

育又は健全育成を目的とした団体等とする。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 当該使用がすこやか交流広場の設置目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 当該使用がすこやか交流広場の施設等を**き損**し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 当該使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が当該使用を不相当と認めるとき又はすこやか交流広場の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第16条 すこやか交流広場を使用する者が、すこやか交流広場の施設を**き損**し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

○ 熊本市子ども発達支援センター条例（平成19年条例第89号）新旧対照表

(第4条関係)

改正後（案）	現行
<p>熊本市子ども発達支援センター条例 (設置)</p> <p>第1条 障害又は障害の疑いのある児童（以下「障害児」という。）に関する相談、診察、検査、初期の療育その他の事業を行うことにより、障害児その他の障害者の発達を支援し、もってその福祉の増進を図るため、熊本市子ども発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>熊本市子ども発達支援センター条例 (設置)</p> <p>第1条 障害又は障害の疑いのある児童（以下「障害児」という。）に関する相談、診察、検査、初期の療育その他の事業を行うことにより、障害児その他の障害者の発達を支援し、もってその福祉の増進を図るため、熊本市子ども発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

余 白

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第46号	<p>件名：熊本市社会福祉審議会条例等の一部改正について</p> <p><改正理由> こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 次に掲げる条例につき、引用条項の整備等を行う。 (1) 熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号） (2) 熊本市児童発達支援ルーム条例（平成25年条例第67号） (3) 熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年条例第65号）</p> <p><施行日> 令和5年（2023年）4月1日</p>

○ 熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後（案）	現行
<p>（調査審議事項の特例）</p> <p>第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p>2 前項の調査審議をするために法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定に基づき本市に設置される児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務についても処理するものとする。</p>	<p>（調査審議事項の特例）</p> <p>第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p>2 前項の調査審議をするために法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定に基づき本市に設置される児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務についても処理するものとする。</p>

○ 熊本市児童発達支援ルーム条例（平成25年条例第67号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行
<p>（使用料）</p> <p>第7条 支援サービスを受けた障害児の保護者は、使用料として法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（同条第1項に規定する障害児通所給付費その他国又は地方公共団体による給付費の支給がある場合にあつては、それらの支給に係る額を控除した額）を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第7条 支援サービスを受けた障害児の保護者は、使用料として法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（同条第1項に規定する障害児通所給付費その他国又は地方公共団体による給付費の支給がある場合にあつては、それらの支給に係る額を控除した額）を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p>

○ 熊本市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年条例第65号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第47号	<p>件名：熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項の整備</p> <p><施行日> 公布の日</p>

○ 熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法令及び熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（本市が処理する事務）</p> <p>第3条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の規定による葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第17条の規定による保険料の額の通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第18条第2項の規定による保険料の徴収猶予に係る申請書の受付及び当該申請に対する熊本県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第3項の規定による保険料の徴収猶予の理由が消滅した旨の申告書の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第19条第2項の規定による保険料の減免に係る申請書の受付及び当該申請に対する熊本県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(6) 広域連合条例第19条第3項の規定による保険料の減免の理由が消滅した旨の申告書の受付</p> <p>(7) 広域連合条例第20条本文の規定による保険料に係る申告書の受付</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付</p> <p>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法令及び熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、本市が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（本市が処理する事務）</p> <p>第3条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の規定による葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第17条の規定による保険料の額の通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第18条第2項の規定による保険料の徴収猶予に係る申請書の受付及び当該申請に対する熊本県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第3項の規定による保険料の徴収猶予の理由が消滅した旨の申告書の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第19条第2項の規定による保険料の減免に係る申請書の受付及び当該申請に対する熊本県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(6) 広域連合条例第19条第3項の規定による保険料の減免の理由が消滅した旨の申告書の受付</p> <p>(7) 広域連合条例第20条本文の規定による保険料に係る申告書の受付</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付</p> <p>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年（2023年）第一回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第48号	<p>件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由></p> <p>医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p> <p><改正内容></p> <p>医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢を他の職員と同様に55歳とすることに伴う規定の整備</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>

○ 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号）新旧対照表

新	旧
<p>(給与の減額)</p> <p>第22条 【略】</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳_____に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（<u>熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の_____</u>定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>(6) 【略】</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第22条 【略】</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳<u>（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書に規定する職員については、60歳）</u>に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（<u>同条例_____第2条に規定する</u>定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>(6) 【略】</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。